

習志野市教育委員会会議録  
(平成26年第8回定例会)

- 1 期 日 平成26年8月27日(水)  
習志野市教育委員会事務局大会議室  
開会時刻 午後3時00分  
閉会時刻 午後4時50分
- 2 出席委員 委 員 長 原 田 孝  
委 員 梓 澤 キヨ子  
委 員 植 松 榮 人
- 3 出席職員 学校教育部長 辻 利 信  
生涯学習部長 広 瀬 宏 幸  
学校教育部参事 市 瀬 秀 光  
学校教育部参事 早 瀬 登 美 雄  
生涯学習部参事 結 城 修 一  
学校教育部・生涯学習部参事 吉 川 清 志  
学校教育部次長 田久保 正 彦  
生涯学習部次長 櫻 井 健 之  
学校教育部副参事 小 熊 隆  
学校教育部副参事 井 澤 修 美  
学校教育部副参事 鈴 木 博  
教育総務課長 小野寺 良 夫  
指導課長 小 宮 健  
総合教育センター所長 山 下 良 之  
社会教育課長 上 野 久  
生涯スポーツ課長 片 岡 利 江  
青少年課長 浅野目 俊 紀  
青少年センター所長 佐久間 繁 美  
菊田公民館長 佐々木 とも代  
大久保図書館長 岡 野 重 吾  
学校教育部主幹 藤 木 義 久  
学校教育部主幹 島 本 博 幸  
学校教育部主幹 妹 川 智 子  
学校教育部主幹 竹 田 佳 司  
学校教育部主幹 小 平 修  
生涯学習部主幹 佐久間 心 之

#### 4 会議内容

原田委員長が

平成26年習志野市教育委員会第8回定例会の開会を宣言

原田委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第49号及び報告事項(1)を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

原田委員長が

報告事項(1)の非公開部分の会議録について、議案が市長から市議会へ提案された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

平成26年第7回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

#### 議案第46号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

(教育総務課)

藤木学校教育部主幹

平成25年度を対象とした、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、第7回定例会で示した内容から大きな変更はないが、教育に関する用語の解説を付けた。また、来年度からは市民の方々に、より分かりやすいものとするよう、第7回定例会の協議の際に委員よりいただいたご意見を参考に、工夫していきたい。文部科学省の概要版等を参考に、グラフ等を活用したものを今年度中に試作していく予定である、と概要を説明

梓澤委員

継続的にこういった点検・評価を続けていくことが、今後、教育委員会は何に重点を置くか、無駄はないか、を検討する上で、重要になってくると思う。

3点質問があるが、1点目は、継続する課題の再評価の『施策1「生きる力」の基礎を培う幼児期における教育の充実』(3)保育一元化の充実とこども園整備の推進に誤字があると思うが、いかがか。また、同項目について、達成度がBとなっているが、それはなぜか。

2点目は、『施策1「生きる力」の基礎を培う幼児期における教育の充実』(4)特別支援教育コーディネーターを中心とした体制の整備と研修の充実と『施策2「生きる力」を育む小中学校教育の充実』(5)障がいのある子ども一人ひとりに配慮した特別支援教育の推進の事業内容はほぼ同じに思えるが評価がA、Bと異なっている。異なる評価となった

のは何故か。

3点目は、『施策4 教職員の資質・指導力の向上』（1）教員としての使命感や倫理観等の資質、確かな指導力の向上を目指した研修の充実の評価がBとなっているのは何故か。以前、公開研究会に伺った際には、教職員の研修がしっかりなされている結果であるものと感じたが、量、質、定着度等のうち、何が不足しているのか。また、達成度がAとなるためには何が必要か、と質問

藤木学校教育部主幹

1点目について、「整備整備」と文字が重なって表記されているため修正する、と回答

小平学校教育部主幹

1点目の（3）保育一元化の充実とこども園整備の推進の達成度がBである理由について説明する。建物の整備は4月1日の開園の予定が9月に遅れてしまったが、旧袖ヶ浦西幼稚園を使用して、短時間児と長時間児との合同保育を4月より実現している。しかしながら、こども園の開園に当たって、短時間児と長時間児の合同保育という面で、集約するメリット・のびしろがまだあり、全ての課題が解決したとは言い難い。また、その点についての、地域の方々や保護者の方々への説明や解決策の提示がまだ道半ばであるため、達成度をBとした、と回答

藤木学校教育部主幹

2点目の施策1（4）特別支援教育コーディネーターを中心とした体制の整備と研修の充実と、施策2（5）障がいのある子ども一人ひとりに配慮した特別支援教育の推進の評価が異なる理由について、この2つの項目は、評価の対象が違うので、異なる評価となっている、と回答

小宮指導課長

施策2（5）障がいのある子ども一人ひとりに配慮した特別支援教育の推進の達成度をBとした理由について、施策1（4）特別支援教育コーディネーターを中心とした体制の整備と研修の充実と共通する点として、特別支援教育コーディネーターに関する評価について説明する。大変深みのある内容であるため、評価がAとなるのはなかなか難しいことである。特別支援コーディネーターは、特別な支援を必要とする児童・生徒への指導を、年間を通じてどのようにするかをコーディネートすることが仕事である。かつては教頭や教務主任が担うことが多かったが、こういったことに長けている特別支援学級の担任や通級指導教室の担任、または特別支援教育について勉強している、普通学級の担任や養護教諭が担うケースも増えている。特別支援教育コーディネーターについては、役割の確認等もまだ発展途上である部分があるため、達成度をBとした、と回答

山下総合教育センター所長

3点目について、評価がBとなった理由は、研修内容をもっと充実させる必要があるからである。具体的には、階層別だけではなく、小中学校別、担当学年及び教科別での研修の実施などである。教員のニーズに合った研修内容にしていきたい、と回答

梓澤委員

この資料は市民に現状を知ってもらいたい機会であるので、概要版を作る等の工夫をお願いしたい、と発言

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第46号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### 議案第47号 習志野市立幼稚園等及び小・中学校通園・通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について (学校教育課)

小熊学校教育部副参事

本件は、東習志野小学校の児童数増加が見込まれることに伴い、通学区域を変更すべく、規則を改正しようとするものである。

習志野市立幼稚園及び小・中学校通園・通学区域に関する規則の一部を次のように改正する。別表小学校の部、東習志野小学校の項中「東習志野2丁目」の次に「1番～17番、18番（1号～52号に限る。）、19番、20番・3丁目」を加え、同じく、実花小学校の項中「東習志野1丁目」の次に「・2丁目18番（東習志野小学校の通学区域を除く。）」を加える。これは、大規模集合住宅であるユトリシアのうち五番街の指定校を実花小学校とするものである。18番の中に、大規模集合住宅であるユトリシア以外の、戸建ての住宅が含まれるため、「1号～52号に限る。」とした。なお、この規則は、平成27年4月1日から施行とする。

次に、習志野市立幼稚園等及び小・中学校通園・通学区域に関する規則（昭和49年教育委員会規則第4号）新旧対照表の東習志野小学校の項について、現行においては、東習志野2丁目から5丁目、実叆4丁目と表記されている。改正後（案）として、東習志野2丁目1番から17番、18番、その中の1号から52号に限るとし、ユトリシア壱番街を指す2丁目18番11号、同じく弐番街を指す2丁目18番22号、同じく参番街を指す2丁目18番33号、同じく四番街を指す2丁目18番44号は、そのまま東習志野小学校の通学区域となる。ユトリシア五番街については、完成前であり、まだ番地がないが、先述の2丁目18番の番地以外が割り当てられる予定であり、指定校は、東習志野小学校ではなく、実花小学校となる。よって、新旧対照表では、現行の東習志野1丁目・6丁目から8丁目となっているが、改正後は、2丁目18番を加え、その中で、東習志野小学校の通学区域を除き、とすることによって、番地表示のないユトリシア五番街を示すことになり、今回は、暫定的に、このような標記で改正を行うこととする。番地が決定した後に、再度規則改正を行う。

最後にユトリシア五番街及び弾力化通学区域であるユトリシア壱番街から四番街から実花小学校への通学路については、3ページの地図のように、ユトリシア五番街からユトリシア北口を出て、あたご橋の陸道橋を渡り、信号機が設置されて地域のボランティアの方々が毎朝立っていらっしゃる横断歩道を渡り、約10分で学校に到着する。通学路の安全については、関係機関や学校と連携して安全確保に努めていく、と概要を説明

梓澤委員

児童数の推移を見た中で、ユトリシア壱番街から四番街の学区についてはどうするのか、

と質問

小熊学校教育部副参事

現段階では、壱番街から四番街については東習志野小学校から変更しない。今後の児童数の推計を見た中で、更なる増加が見込まれれば、再度通学区域審議会で検討することは、通学区域審議会の中でも付記された、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第47号は全員賛成で原案どおり可決された。

**議案第48号 平成27年度習志野市立幼稚園及び習志野市立こども園（短時間児）園児募集要項について** **（学校教育課）**

小平学校教育部主幹

平成26年3月に袖ヶ浦東幼稚園、袖ヶ浦西幼稚園が閉園し、平成26年4月に袖ヶ浦こども園が開園したことにより、平成27年度は11幼稚園と3こども園で募集を行う。4歳児、5歳児それぞれの募集人員は、別表のとおりである。応募資格は、幼児本人及びその保護者が習志野市内に住民登録をしていることである。応募できる幼稚園等は、応募予定者の住所が属する園区の幼稚園又はこども園である。入園願書・保育認定申請書の配布日時は、平成26年10月22日から10月24日の3日間で、配布場所は各幼稚園等、配布対象者は原則として、当該幼稚園等への応募予定者である。入園願書の受付及び保育認定申請の受付日時は、平成26年10月30日及び10月31日の2日間である。今回より入園願書とは別に保育認定申請が必要であるが、入園願書と同時に保育認定申請もお受けする予定である。入園候補者の決定方法については、資料に記載のとおりである。入園候補者に対する面接の実施日時は平成26年11月13日及び14日の2日間であり、実施対象者は入園候補者、応募変更の受付を済ませた者及びその保護者である。入園許可証の交付日時は平成26年12月18日、交付場所は応募した幼稚園等である。入園願書と同時に受け付けた保育認定申請への認定証も、入園許可書と同時に交付する。

新制度導入に伴い、保育料を変更する予定であるが、変更の内容については検討中のため、決定後に広く周知していく予定である、と概要を説明

原田委員長

保育認定申請書の具体的な内容について伺いたい、と質問

小平学校教育部主幹

保護者の就労状況等から必要な保育の内容を認定するものである。従って、幼稚園児だけでなく、保育所児についても認定申請をしていただくものである、と回答

原田委員長

家庭の状況を知るためのものと考えてよろしいか、と質問

小平学校教育部主幹

そのとおりである。加えて、所得に応じて保育料が決まるという考え方が導入されるので、併せて所得についても報告していただくこととなる、と回答

原田委員長

所得に応じて保育料が決まるということは、公立の幼稚園でも所得に応じて保育料が異なるということか、と質問

小平学校教育部主幹

そのとおりである、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第48号は全員賛成で原案どおり可決された。

### **議案第50号 習志野市放課後児童健全育成事業条例施行規則の一部を改正する規則の制定について** (青少年課)

浅野目青少年課長

児童数増加に伴う、谷津児童会の分割にあたり、習志野市放課後児童健全育成事業条例施行規則の一部を改正する規則を制定するものである。分割する児童会の児童数は、谷津児童会が42名、谷津第二児童会が40人となる見込みであり、平成26年9月1日施行予定である、と概要を説明

梓澤委員

今後分割する予定の児童会はあるか、もしあれば実情と併せて説明していただきたい、と質問

浅野目青少年課長

平成27年度から対象となる児童が小学6年生までに拡大することから、今回分割する谷津小学校のほか、東習志野小学校、実籾小学校の3つ児童会については、余裕教室などを活用して対応していきたいと考えている。その他、分割または新たな教室の確保など、具体的な内容や数値については、これから調査及び検討していくところである、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第50号は全員賛成で原案どおり可決された。

### **協議第1号 習志野市PTA連絡協議会からの提言・要望書に対する回答について** (教育総務課)

小野寺教育総務課長

習志野市PTA連絡協議会からの提言・要望書に対する回答について協議していただき、

回答しようとするものである。要望の内容については、大きく分けて、学校適正規模についてと防犯カメラの設置についての2点である。

まず、学校適正規模についての要望は4点あり、その主な内容は、1点目は、習志野市の考える学校適正規模を示したうえで、通学区域の考え方を定めること、2点目は、各中学校区ごとに活動している実情と照らし合わせて、家庭・学校・地域の連携の原則を崩すことなく同じ中学校へ通える地域割りにすること、3点目は、各学校間の平準化を図るべく通学区域の選定においては、特色ある学校づくり、魅力ある学校づくりを推進し、隣接区域選択制、特定地域選択制等の選択制弾力地域の拡大を検討すること、4点目は、新たに選定した通学区域の実施においては、地域住民や保護者・PTA等への説明、理解の浸透等を考え、中長期的な相応の期間を設けて実施すること、である。

次に防犯カメラの設置に関しては、録画機能のある防犯カメラ及びダミーのカメラを校内に設置することで、対外的に嚴重に警戒されている状況が伝わり、犯罪の抑止力を向上させる可能性が極めて高いことから、その設置を要望するものである。

これらの要望に対する回答案として、まず学校適正規模については、公立小中学校の適正規模は、国の基準では「12～18学級」と示されているが、これは「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則」及び「学校教育法施行規則」の中で、補助金算定のための指標、あるいは標準規模として定められたものである。一方で、「学校教育法施行規則」の中では、地域の実情その他により特別な事情がある時は、この限りではない、との定めもある。

本市においては、児童・生徒の体力、生活に対する影響を考慮し、望ましい通学距離に配慮してきたこと、これまで築かれてきた各地域のコミュニティを重視してきたことなどを考慮し、学区変更をしてこなかったという経緯もある。このように「標準とする学校規模」については、近隣の自治体を見ても、多様な見解があるとともに、保護者の方々においても重大な関心事となっているので、学校規模が教育的環境に及ぼす影響を明確に整理し、すぐさまに統一的な標準範囲の基準を導き出すことは難しいものと考えられる。

本市教育委員会においても、小・中学校それぞれの集団教育の観点からの適正な学校規模と小規模校・大規模校におけるメリット・デメリットについても調査・研究するとともに、教育のソフト面や各施設の敷地条件、地域性なども踏まえ、学区のあり方を外部の方々の意見も取り入れながら様々な議論を重ねていきたいと考えている。

次に防犯カメラの設置に関して、児童・生徒が安全に安心して学校で過ごせるようになるためには、学校のみならず保護者や地域の方々が連携し、安全管理を徹底することが重要である。防犯対策は、学校の施設や設備のハード面での対応のみならず、学校運営の観点を考慮したソフト面の対応もあわせて実施することで、より安全で安心な教育環境を実現することができると考えている。このような中で、防犯カメラについては、現在、正門から事務室、職員室、校長室等の管理諸室が遠く、目が届きにくい8校に対して、設置している。

また、学校の危機管理に関して、各学校では、『①日常の防犯や非常時の対応についての各教職員の役割分担などを定めた危機管理マニュアルの作成 ②外部からの来校者の確認 ③警察など関係機関との連絡体制の整備 ④安全管理に関する教職員一人ひとりの意識の向上 ⑤教職員や保護者等による校内や通学路の安全パトロールの実施 ⑥児童・生徒が参加する防犯・避難訓練の定期的な実施』などといった防犯対策も保護者の御協力をいただきながら、各学校の実情にあわせて実施している。

御要望をいただいた、犯罪抑止のための録画機能のある防犯カメラの設置等については、

不審者侵入防止に効果が期待できるものであるが、犯罪を防ぐという点では、絶えず映像を監視することができる人員の確保も大きな課題となる。一方、録画機能のある防犯カメラを設置する効果としては、犯罪が発生した時に、犯人を特定するという役割だけでなく、犯人に犯行を踏み留まらせる役割もあるが、効果的な設置場所の検討が必要である。

今後も学校敷地内への不審者の侵入防止のための対応については、出入口を限定するほか、登下校時以外は原則として施錠するなど門の管理を徹底するとともに、学校施設の大規模改修及び改築を行う際だけではなく、既存の学校施設等を点検・確認し、現状を把握した中で、必要な対策を講じていく。また、必要に応じて警察など関係機関の御協力もいただきながら、児童・生徒や教職員が一緒になって、様々な状況を想定した防犯訓練などを実施する中で、学校の安全確保を図っていく。防犯カメラの設置に関しては、様々な課題について検証していく、という内容で回答案を作成した、と概要を説明

原田委員長

まず、本日欠席の貞廣委員より、この協議事項について、御意見をいただいているので、代わりに述べさせていただきます。

要旨としては、学校標準規模は必ずしも「適正」規模ではない。教育委員会では、今回の要望書を真摯に受け止めた上で、学校規模が多様であることを前提として、学校へのサポート体制の充実を検討・実行して頂きたいと希望する、という内容である。

具体的には、これまで行ってきた研究においては、学校のマネジメントには、規模に応じた適切な有り様があり、実際の学校は大規模であれば大規模なりに、小規模であれば小規模なりの学校経営をしていることが明らかになっている。むしろ、こうした「規模に応じたマネジメント」への配慮が十分ではないと、マネジメントの失敗が起こる。典型的には、児童・生徒指導の困難性、地域課題への対応困難等が増す大規模校や、教育指導のバリエーションを欠く小規模校、新任教員を育てる環境が整わない小規模校などがその例として挙げられる。学校は、こうしたことが起きないように規模に配慮した学校内組織を作り、学校マネジメントを行うべきであるが、学校単体の努力ではどうにもならないケースも存在する。従って、教育委員会は、適正規模を定めるというよりも、多様な規模の学校のそれぞれが、学校マネジメントに失敗しない様なサポートを充実させることが重要であると思われる。大規模校に力のあるミドルリーダーを配置する、中学校では小規模小学校から入学してきた生徒を同じクラスに入れて指導する、そのカウンセリング体制を充実する、大規模校の生徒の大会参加枠の調整を行うなど、それぞれの実情に合わせたきめ細やかなサポートは現状の制度でも可能なものがあると考ええる。

このようなことから教育委員会では、今回の要望書を真摯に受け止め、学校へのサポート体制の充実を検討・実行して頂きたいと希望する、という内容である、と発言

梓澤委員

要望書への回答はこの内容で良いと思うが、これまでに習志野市の学校では、防犯カメラがあれば良かったと思われるような大きな事件はあったか、と質問

小野寺教育総務課長

習志野市内の小中学校では、防犯カメラが設置されている学校は8校あるが、防犯カメラの有無に関わらず、そのような事件はなかった、と回答

梓澤委員



幼稚園・こども園では、防犯カメラがあれば良かったと思われるような事件はあったか、と質問

小平学校教育部主幹

こども園でも防犯カメラが設置されている園は一部あるが、防犯カメラの設置の有無に関わらず、大きな事件は発生していない、と回答

梓澤委員

犯罪抑止のために防犯カメラの設置は効果があると思う。しかしながら、肖像権やプライバシー等の問題もあり、駐輪場には設置できなかったと思うが、習志野市や近隣他市には防犯カメラに関する取り決めや条例等はあるか、と質問

小野寺教育総務課長

学校施設に防犯カメラを設置するための条例や規則は、本市や近隣市にはないと思う。しかしながら、市内でひたくり等が多い地域には防犯カメラが設置されており、併せて防犯カメラの取り扱いに関する要領又は要綱等はある、と回答

梓澤委員

防犯カメラを設置する必要はあると思うので、積極的に進めてほしい、と要望

小野寺教育総務課長

大人たちが力を合わせて子どもを守る効果的な防犯の手段として、『パトロール』がある。このパトロールには、地域の方々や保護者の方々に協力をしていただいております、大きな効果を上げていていると考えている。防犯カメラの設置については、設置するだけではあまり効果は期待できないと考えられるので、モニター管理の人員確保の方法や効果的な設置場所等、近隣の自治体も含めながら研究していきたい、と回答

原田委員長

参考までに、ダミーの防犯カメラで効果を上げている自治体もある、と発言

小野寺教育総務課長

最後に、本要望書に関し、学校だけでなく、家庭や地域など社会全体で子どもたちの教育に取り組むことが大事である。また、学校の適正規模についても、12～18学級という国の基準にとらわれず、大規模校・小規模校それぞれのメリット・デメリットをしっかりと調査し、併せて近隣自治体の指針やその背景についても研究しながら、適正規模や学区の在り方について検討していきたい、と発言

原田委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

協議第2号 次回教育委員会の期日について協議し、平成26年9月24日（水）午後3時に決定された。

その他 質問事項

原田委員長

習志野市に待機児童はどれくらいいるか、と質問

小平学校教育部主幹

8月1日現在、40人程度である、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、その他の事項は終了した。

<議案第49号及び報告事項(1)は非公開。ただし、報告事項(1)については、平成26年9月1日をもって市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする>

**議案第49号 習志野市文化財審議会委員の委嘱について (社会教育課)**

上野社会教育課長

習志野市文化財審議会委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第49号は原案どおり可決された。

**報告事項(1) 平成26年度教育費予算案(9月補正)について (教育総務課)**

小野寺教育総務課長

教育委員会第7回定例会において、議決をいただき、市長に申し入れを行なった、香澄小学校の消防用自家発電設備の更新工事及び第七中学校の特別支援教室の改修工事を実施するための経費についての報告である。

「平成26年度 教育費予算案(9月補正)」については、市長部局との協議を重ねた結果、申し入れを行った額合計2千202万円に対し、補正額(確定額)は、マイナス180万円、2千22万円の補正予算案となっている。基本的に申し入れた事業及び事業費は認められた中で、2番の中学校特別支援教室棟整備事業については、流用にて実施することとなった。この補正予算案は、9月2日から開会予定の平成26年習志野市議会第3回定例会に提案させていただくことで協議が整った、と概要を説明

梓澤委員

これは市議会に報告するものか、と質問

小野寺教育総務課長

市議会に議案として提出し、予算委員会で審議をいただき、最終日に採決するものである。この報告は、議案として提案する内容が整ったという報告である、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

原田委員長が

平成26年習志野市教育委員会第8回定例会の閉会を宣言